八尾市在宅医療・介護連携推進会議設置要綱

（目的）

第１条　八尾市における在宅医療と介護の連携を推進し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療・介護の支援体制を構築するために、八尾市在宅医療・介護連携推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議は次に掲げる事項について所掌する。

　（1）医療、介護関係者の多職種の連携及び協働に関すること。

　（2）医療、介護関係機関の連携の促進に関すること。

　（3）地域の医療、介護資源の現状把握と情報共有に関すること。

　（4）在宅医療に関する普及及び啓発に関すること。

　（5）その他在宅医療・介護連携の推進に関すること。

（組織及び構成）

第３条　推進会議は委員10人以内をもって組織する。

２　推進会議委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

　（1）在宅ケアを支援する医療・看護・介護等関係機関を代表する者

　（2）地域包括支援センター連絡会を代表する者

　（3）関係行政機関の職員

　（4）その他市長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は委嘱の日より当該年度の３月31日までとする。ただし再任を妨げない。

（会議）

第５条　推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は推進会議を代表し、議事その他会務を総理する。

３　会長に事故あるとき、または欠けたときはあらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

４　推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

５　委員にやむを得ない理由のあるときには、当該委員が指名する者を代理人として出席させることができる。

（意見の聴取）

第６条　推進会議は、必要があるときは委員以外の者に出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

（謝礼）

第７条　委員の謝礼の額は、推進会議に出席した日１日につき、次のとおりとする。ただし、第３条第２項第３号に掲げる者には支給しない。

　（1）会長　２１，０００円

　（2）その他の委員　８，０００円

（事務局）

第８条　推進会議の庶務は、地域福祉部高齢介護課で行う。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は市長が別に定める。

 附　則

この要綱は平成29年５月１日から施行する。